

「解体工事業」に係る平成29・30年度格付けの取扱い 並びに次期(平成31・32年度)格付けに係る留意事項

内子町役場 建設デザイン課

建設業法が改正（平成28年6月1日施行）により、これまで「とび・土工・コンクリート工事業」（以下「とび・土工工事業」という。）に含まれていた「工作物の解体」を独立させ、建設業の業種区分として、新たに「解体工事業」が追加されました。

経過措置として、施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となっています。（※）

また、経過措置期間中に申請した経営事項審査結果通知書には、改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」「解体工事業」の総合評定値に加え、改正法施行以前の許可区分による「とび・土工工事業」の総合評定値が併記されます。

（※）施行日以降に、「とび・土工工事業」の許可を新規取得された方は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することはできません。

1 平成29・30年度格付けについて

平成29・30年度格付けにおいては、平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の許可を有する業者については、その許可を有する限り、「解体工事業」の許可を受けていなくても、解体工事に係る入札に参加できるものとします。

また、格付け希望業種に「解体工事業」を設けないので、解体工事に係る入札に参加希望の方は、「とび・土工工事業」で申請してください。（「解体工事業」の建設業許可のみを有し、「とび・土工工事業」の許可のない方は、とび・土工工事への入札に参加することはできません。）

なお、施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を有する方については、「とび・土工・コンクリート（経過措置）」の経営事項審査の結果（総合評定値）を用います。

2 平成31・32年度格付けについて

平成31・32年度入札参加資格審査においては、格付け希望業種に「解体工事業」を追加するため、「とび・土工工事業」「解体工事業」について別個に入札参加資格申請を行う必要があります。

このため、「解体工事業」の入札参加資格を申請予定の方は、「解体工事業」の許可を受けたうえで、経営事項審査を受ける必要があります。

経営事項審査の結果（総合評定値）については、改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」「解体工事業」を用います。

3 解体工事業の入札参加資格に関する対応一覧表

施行日時点におけるとび・土工工事業の許可の有無	H29・30格付け		H31・32格付け	
	申請業種	経審(※)	申請業種	経審(※)
有	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート
			解体工事業	解体
無	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート
			解体工事業	解体

(※) 入札参加資格審査において用いる経審の総合評定値

【お問い合わせ先】

内子町役場 建設デザイン課 管理係
 〒795-0392 喜多郡内子町平岡甲 168 番地
 ☎ 代表 0893 (44) 2111 内線 109
 直通 0893 (44) 6157